

信濃川・阿賀野川下流域における河川法に基づく 通航方法の適用区域(通航方法指定区域)

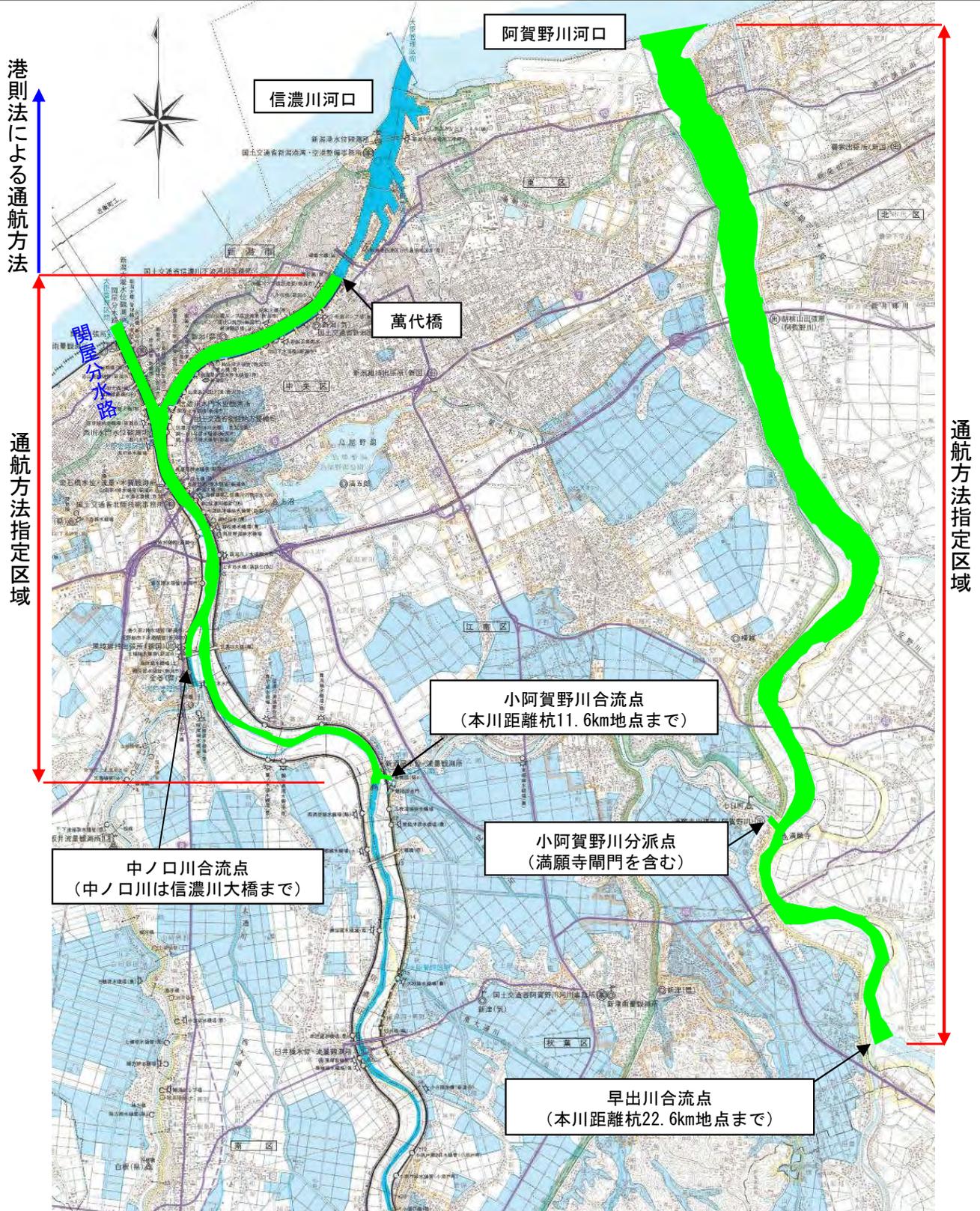
で着色された区域が、新たに河川法に基づく河川特有の通航方法を適用する区域(通航方法指定区域)です。

○信濃川での適用区域

萬代橋～小阿賀野川合流点(関屋分水路含む)
(萬代橋の下流は港則法による通航方法を適用)

○阿賀野川での適用区域

阿賀野川河口～早出川合流点



信濃川・阿賀野川下流域における通航方法について

河川では限られた狭い水面であるとともに、上流から下流へと一定の流れがあることや、橋などの構造物があるなど様々な河川特有の条件があります。そこで、信濃川・阿賀野川下流域における次の区域では、既存の海上交通法規に基づく通航方法に加え、河川特有の条件を踏まえ、新たに河川法に基づく通航方法を定めました。

通航方法指定区域における通航方法

既存の海上交通法規に基づく通航方法
(海上衝突予防法)

+

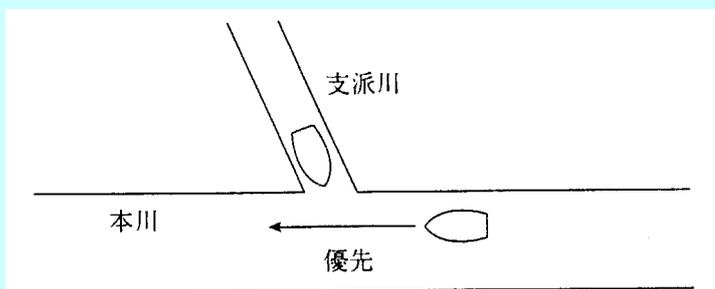
河川法に基づく河川特有の通航方法
(河川内で新たに通航方法を定める部分)

※信濃川・阿賀野川下流域の河川特有の通航方法の適用区間
信濃川 萬代橋から小阿賀野川合流点(関屋分水路含む)
阿賀野川 阿賀野川河口から早出川合流点

～河川法に基づく通航方法の一例～

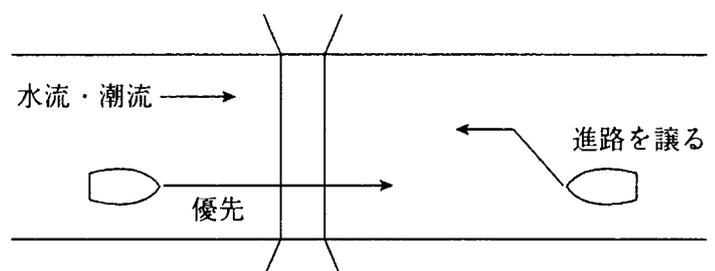
○支派川を通航している動力船の通航方法

河道が交差している地点において、支派川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、支派川を通航している動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。



○すれ違いが困難な場所を通航する動力船の通航方法

動力船は、橋脚間の短い橋梁の下部その他の船舶等のすれ違いの困難な場所においては、水流、潮流に逆航するものが進路を譲らなければならない。ただし、通過する動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。



信濃川・阿賀野川下流域における通航方法について

通航方法指定区域のうち、特に安全を確保するため通航方法をより制限あるいは禁止する区域には、現地に所定の通航標識を設置しています。

制限・禁止事項	標識	具体的な内容
速度制限 (徐行・減速)		操縦性が失われない程度に速度を減速すること。
非動力船の 通航制限		手こぎボートやカヌー、ウインドサーフィンなどの非動力船が蛇行するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めること。
急発進・急加速・ 急回転の禁止		水上オートバイやモーターボートなどの動力船が急発進、急加速、急回転するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めること。
追い越し禁止		船舶等の追い越しを禁止すること。
回転禁止		船舶等の回転を禁止すること。
すれ違い禁止		船舶等のすれ違いを禁止すること。
船舶の原則進入 禁止		船舶等の進入を禁止すること。

※上記の本標識のほか、補助標識として区域の指定範囲、船幅の制限、上空制限などを示す標識を設置

通航標識の設置状況



信濃川(信濃川水門、新潟市中央区関南町)



阿賀野川(右岸0.3k付近、新潟市北区松浜地先)